

総務文教委員会記録

1 日 時

令和2年12月17日（木曜日）

開 会	午前10時02分
休 憩	午前10時07分
再 開	午前10時10分
休 憩	午前10時12分
再 開	午前10時18分
休 憩	午前10時23分
再 開	午前10時36分
休 憩	午前11時02分
再 開	午前11時17分
休 憩	午前11時51分
再 開	午後 1時34分
閉 会	午後 1時37分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員

10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	松 尾 茂
委 員	久 保 大 憲
//	上 野 蛭
//	舎 川 智 也

委 員	大 島 満
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課主幹	栗山 朋子

【監査委員事務局】

事務局長	中島 善一
参事（事務局次長）	森 俊彦

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
参事（事務局次長）	水高 清志

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	前田 一士
法務指導監	福島 武司
未来戦略企画監	山添 俊之
部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
参事（政策秘書担当）	清水 裕樹
参事（職員課長）	鎌田 泰史
参事（ガラス美術館副館長）	土田 ルリ子
企画調整課長	刑部 博規
行政経営課長	中田 祐一
文書法務課長	耕作 優
秘書課長	井村 孝志
広報課長	岡本 由紀恵
情報統計課長	山元 幸彦
文化国際課長	堀田 英樹
未来戦略室長	青山 哲也
富山外国語専門学校事務長	中島 志津子
富山ガラス造形研究所事務長	横越 純
公文書館長	澤 昌芳
職員研修所長	平井 聖子
ガラス美術館次長	高場 英人
企画調整課主幹（調整担当）	岸 聡之

【教育委員会】

事務局長	牧田 栄一
事務局次長（総務・社会教育担当）	山本 貴俊
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
教育総務課長	石黒 健一
統合校整備等推進室長	豊島 栄治
学校施設課長	佐伯 誠司
学校教育課長	國香 真紀子
学校保健課長	長 康博
生涯学習課長	金井 誠
大沢野教育行政センター所長	中川 忠法
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	松尾 克己
民俗民芸村管理センター村長	石井 達也
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	山本 貴英
教育センター所長	川端 紀代美
市民学習センター次長	島崎 幸仁
図書館長	嘉藤 稔
科学博物館長	経塚 達也
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史

【財務部】

部長	中田 貴保
部次長	酒井 秀祐
部次長（税務担当）	吉武 稔
参事（財政課長）	古西 達也
参事（市民税課長）	笠間 信行
参事（債権管理対策課長）	横井 浩伸
参事（用地課長）	梅田 一好
管財課長	守山 裕一
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	追分 禎一郎
資産税課長	秋 俊浩
税務事務所長	奥沢 靖
税務事務所税務課長	加藤 康博
財政課主幹（調整担当）	東 寛

【出納課】

会計管理者	高野 聡
出納課長	桜井 光王

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主任	熊谷 法子
議事調査課主任	牧石 真理

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和2年12月定例会の総務文教委員会を開きます。

これより、議会事務局所管分に入ります。

本委員会に付託されました議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

大島委員 副議長車を廃止されたということですが、それによる不都合や、予算的な削減という効果について教えていただけますか。

庶務課長 副議長車については今年度から廃止をしております。

その代替といたしまして、必要に応じてタクシーチケットをお渡しして来ていただき、お帰りいただくときもタクシーで送迎をさせていただいているということになっております。それに伴って特に不都合ということは、今のところないというふうに考えております。以上でございます。

村石委員 行政視察等の件数について、今年の4月から11月末までの件数と、昨年同期の件数について教えていただきたいと思っております。

議事調査課長 今年の行政視察につきましては、4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で受入れはしておりません。ゼロでございます。昨年度につきましては、件数としましては117件、人数的には882名の受入れをしております。以上です。

村石委員 4月1日以降、受け入れていない、ゼロであるというのは、こちら側が受け入れないということを表示して、結果、こうなったということでしょうか。

議事調査課長 ちょうど2月、3月頃から新型コロナウイルス感染症の影響というものが出てまいりまして、全国的に視察をしたいという雰囲気ではないところに、議員さん方に対しても、全国市議会議長会のほうから行政視察については当面の間自粛していただきたいという通知が出されました。それを受けて、先方からの問合せというものもほとんどないような状況となりました。現実には、視察をしたいというところはたまにありますけれども、全国的に視察を自粛しているという状況にあることから、今年度は受入れをしていないというところであります。

村石委員 分かりました。
あと、職員の研さん、研修ということで、年に何回かは職員を研修会に出張させるというようなことがあったと思うのですが、これについても、やはりコロナ禍の関係で今年度はどうされているのでしょうか。

議事調査課長 職員の研修ということで、例えばですけれども、会議録を作成するための研修というものがあります。
例年であれば、宿泊つきの1泊2日であるとか2泊3日というような日程で行われるのですが、今年はあまり密にならないような環境を整え、東京で日帰りの日程で行う、そういった研修会へ参加しております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を終了いたします。

午前10時07分 休憩

~~~~~

午前10時10分 再開

委員長 これより、総務文教委員会監査委員事務局所

管分に入ります。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

大島委員 岩瀬地区の富山市競輪事業に関わる住民監査請求に基づいた監査が行われまして、かなり大きなボリュームの結果が出ましたが、その監査については相当専門的な知識が必要だったと思います。監査にどのくらい時間がかかったのか、それから、どのような方々が加わったのかを教えてくださいませんか。

監査委員事務局次長 住民監査請求につきましては、請求が出てから60日以内に結果を出さなければいけないというところで、担当職員を1名専属で選任し、60日間フルでこの事務に取りかかっておりました。  
それで、中には専門的な分野もございましたので、福島法務指導監にもいろいろと相談をして取りかかった次第でございます。

大島委員 福島法務指導監というのは市の中の方ですが、専門的な弁護士とか公認会計士とか、そういう外部の方からの意見やアドバイスというものはなかったのでしょうか。

監査委員事務局次長 今回に関しては、そこまではございませんでした。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前10時12分 休憩

~~~~~

午前10時18分 再開

委員長 これより、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分に入ります。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

有澤委員 来春、市議会議員選挙と市長選挙があるわけですが、市長選挙をめぐるはかなりの方々の名前が新聞紙面上、報道なりで出ています。県議会議員の方も何名か手を挙げておいでになることから、県議会議員の補欠選挙についてちょっとお伺いいたします。

先日、私、県議会の第2選挙区のことについて、もし1人欠員ということになれば補欠選

拳はあるのですかとお伺いしたのですが、そのときにはありませんという回答でした。市議会の場合ですと定数の6分の1以上の欠員で補欠選挙があるということを伺っているのですが、県議会の場合はそれには当てはまらないような気がするのです。第2選挙区については伺ったので結構なのですが、県議会の第1選挙区について、何名が欠員になれば補欠選挙があるのですか。これが1点。それと、第1、第2選挙区が連動するということはあるのですか。この2点についてお伺いいたします。

選挙管理委員会
事務局次長

今、委員の御質問の中にもございましたが、市議会議員は6分の1以上の欠員で補欠選挙というのは、公職選挙法第113条の中に規定がございます。県議会議員についても同じ第113条の第1項第5号の中に規定がございます、「都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて二人以上に達したとき。ただし、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき」という規定がございますので、これに従いまして補欠選挙があるという形になります。

（「もう1回言って」と発言する者あり）

選挙管理委員会
事務局次長

すみません。ゆっくり言います。

委員長

もう少し大きい声でお願いします。

選挙管理委員会
事務局次長

「都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて二人以上に達したとき。ただし、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき」となっております。

有澤委員

第1選挙区と第2選挙区が連動することはないということですね。

選挙管理委員会
事務局次長

結局、この「同一選挙区において」という言葉が入っておりますので。
例えば第1選挙区で欠員があったからといって、第2選挙区に影響を与えるものではございません。

村石委員

新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きしたいのですが、公共の施設で個人演説会等をやる場合に、そこでの消毒液とかマスクとか、いろいろな感染予防対策、これ

は選挙管理委員会で行うのか、あるいは開催しているところで徹底してもらうのか、どのようなことになっているのでしょうか。現に、県知事選挙でも公共の施設を使ってやられた方もいらっしゃると思うのですけれども、どうなのでしょう。

選挙管理委員会
事務局次長

演説会の会場の件でございます。市長選挙、市議会議員選挙で言いますと、こちらのほうは、公営の会場の面倒を見ている格好になりますが、施設そのものの管理については施設管理者との話になるかと思えます。基本的には、開催されている方の責任において消毒なら消毒をしていただくという形になるのではないかと思います。ただ、施設のほうで別途で消毒される可能性はありますが、それはまた別の話だと思っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前10時23分 休憩

~~~~~

午前 10 時 36 分 再開

委員長 これより、総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第 169 号 富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 171 号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、

以上 2 件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

職員課長 〔説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第 169 号、議案第 171 号、以上 2 件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第169号、議案第171号、  
以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終  
了いたします。

次に、企画管理部所管分で、議案以外に何か  
質問はありませんか。

久保委員

2点お伺いします。

1つは、職員の方は公用車も運転されることが  
あると思いますが、職務以外でも飲酒運転  
などで取り締まられた場合は、当然報道でも  
取り扱われるわけです。

私用で道路交通法に違反もしくは事故を起こ  
した場合、この取扱いは市としてどうされて  
いるのかお伺いします。



職員課長 お尋ねの事故があった際の取扱いなのですが、もちろん事故は起こすべきではないのですが、万が一、事故を起こした場合においては、速やかに所定の様式にて職員課に報告するようこれまでも周知してきております。もちろん、事故を起こして報告するというだけで事故が減るということでは決してありませんので、服務規律の確保という中で事故に注意するようということについては常々職員に周知しておりますし、併せて、自動車の運転についての研修なども管財課との合同で年1回行うようにしております。

久保委員 もう1つ、速度超過とか、いろいろな形で取り締まられた場合—私用の場合ですね—公用車でない場合でも市としては把握をするように努めているのかどうか、お伺いします。

職員課長 御指摘の点について、もし職員が交通違反を起こした場合には、事故と同様に報告させるように周知をしております。

久保委員 雪も降ってききましたし、事故が大変起きやすい状況になっています。  
場合によっては、交通違反を重ねて、例えば免許停止であるといった状況の職員が、もし

公用車を運転して事故を起こしたらこれは大変な問題になると思いますので、そういった意味では、いま一度各部局において、職員の免許に何の問題もないか、また、事故やそういった取締りによって取り締まられた場合はしっかりと所属長に報告する旨、再度周知徹底をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

職員課長

御指摘の点につきましては、これまでも年度当初に、公用車を運転する職員について、免許の状態が大丈夫かということも含めて、運転者の適格性を確認するという作業を行ってきてはおりますが、御指摘いただいた点については真摯に受け止めまして、機会を捉えて周知してまいりたいと、そう思っております。

久保委員

あともう1点、これは一般質問に係ってくるのですが、私たちが質問通告をする中で、通告の内容によっては既に結果が出ているもの、過去に答弁があったもの、こういったものがあるわけです。それで、できる限り、統計の資料、データなどで結果が出ているのであれば、通告はするものの、当局のほうからお示しいただけると、その後の質問の深掘りということを、データを基にお互い調整できると

いうふうに思っています。

そういった意味では、結果は本会議で答弁しますよと言われますと、一般質問の中でやり取りをする負担がお互いに大変大きくなってくるものですから、あらかじめ結果が出ているものについては、通告があった時点で議員側と共有するよう努めていただきたいなと思いますが、部長の御所見をお伺いします。

企画管理部長 いわゆる本会議での一般質問については、通告制度というものが取り入れられているわけでありませう。

これは、その理由からしましても、実のある深い政策論議を行うということが通告制度の果たす役割だというふうに思っております。したがいまして、議会でお決めになられたわけでありませうけれども、議員の皆様には、本会議の初日の正午までに質問内容の通告を行うと。それを受けまして、各所管、担当部局なり担当課が議員のところに伺って、その内容について聞き取りなどもさせていただく。こちらもそれによってしっかりした答弁をするための準備をするというようなことを通じまして、形式的な論議ではなくて、しっかりした政策論議を行う、お互いにやっていくということが大事だというふうに思っております。

す。

その意味で、今ほど御指摘がございましたように、過去の答弁なりで調査をするといったようなものつきましても、再び関連して同じ御質問がなされるというような場合にあっては、その調査結果なども当局側から適切にお伝えして、その結果どういうような論議をしていくかということにつなげていくことは、これは先ほど言いましたように、深い論議をする上でも必要なことだと思っております。やはり通告があった段階で適切に対応するように、我々も今後していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大島委員

映画「大コメ騒動」の予告を少しテレビで見ました。非常に楽しみで、ぜひ大ヒットしていただきたいと思うのですが、例えば富山市が1,000万円出資して富山テレビの系列で制作という形になると、それに対してほかのマスコミというか、テレビ局、新聞社がなかなか広報しにくいということもあるかと思うのです。出資されるときにマスコミを選ばれるとか、出資の基準というのはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

広報課長

まず、富山市の出資金は2,000万円です。

今回出資した民間企業の中には富山テレビ、北日本新聞等も入っておりますけれども、今回の映画に限っては、例えば11月7日にキックオフイベント、それから11月14日に試写会等がありました。その後の出演者の方への取材等は富山テレビや北日本新聞だけではなくて、例えばKNBであったり、チューリップテレビであったり、ほかのマスコミ、新聞社にも取材していただいたところです。ただ、出資しているのもので、主催事業等は富山テレビや北日本新聞が大々的にすることになります。宣伝の意味も含めて、取材等には対応しております。

大島委員 今まで1,000万円だと思っておりましたが、2,000万円ということで失礼いたしました。ぜひ市として、4,000万円を倍返しになってくることを期待しております。

赤星委員 中規模ホールの整備についてお伺いしたいのですが、今現在はどういう段階になっているのか教えていただければと思います。

文化国際課長 中規模ホールにつきましては、今は基礎の杭抜きを終えたところでございます。基礎は

528本あるのですけれども、このうちの518本は本年10月末までに撤去したところでございます。残りは別の工事でやりまして、来年2月末までには全部抜ける予定にしております。

また、旧シルバー人材センターの上屋も解体したところでございます。こちらの基礎部分はまだ残っております。こちらの撤去も引き続き年度内に終える予定にしております。

また、前回御紹介させていただきましてけれども、基本設計が9月までに終わっておりまして、今は実施設計に入ってきたところでございます。細かいところを今詰めていっているところになります。

赤星委員            ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症による遅れなどは生じていないでしょうか。

文化国際課長      やはり東京の業者などと一緒にやっておりますので、打合せ等もどうしても頻繁にできないような形にはなっておりますけれども、大幅な遅れはなく、今進めさせていただいているところでございます。

村石委員            会計年度任用職員の令和3年度の募集採用に

ついてお伺いします。

地方自治法と地方公務員法が改正されて、新しい制度が適用されたのは今年の4月1日からということですがけれども、再任用という形で令和3年度に継続する場合もあるし、新たにまた別の人を採用するということもあると思います。

そこで、募集についてはどのようになっているのでしょうか。

職員課長

会計年度任用職員については、字のごとく、会計年度ごとに任用するということとなりますので、原則とすれば、年度単位でその職の必要性を検討することとなります。

ですから、次年度以降その職が必要であれば、改めて募集するということが基本的な考えということとなります。

村石委員

具体的に何月からどのように募集をするのかということも含めてお答えいただけないでしょうか。

職員課長

職の必要性については、各所属において必要な時期が異なりますので一概には言えませんけれども、年度当初から任用ということになれば、概ね3月上旬ぐらいが1つの募集

時期の目安になるかと思っております。

村石委員　　そうしたら目安は3月上旬ぐらいのことですけれども、それぞれの部局から職業安定所のほうに募集を出されるということになるのでしょうか。

職員課長　　原則はそのような形になります。

村石委員　　何かちょっと遅いような気がするのです。要するに、執行機関の中では2月の終わりぐらいに予算案を組んで、3月議会に予算案が提出されると。そして、議会で議決されればその予算が執行できるという流れになると思うのですね。  
やはり広く募集するということを考えると、3月上旬ではなくて、もうちょっと前倒しする必要があると思うのです。現在働いている人も、来年度は募集があるのかないのかということに当然参考にしなければいけないので、3月上旬というのは遅いのではないですか。

職員課長　　御指摘の点は、そういう考え方もあると思いますし、今、予算時期のお話をされたので、かぶせるわけではないのですけれども、実は2月の段階では予算が議決されていないとい



うこともあって、ちょっとそのあたりは、制度としてはなかなか回しにくいというのが実情でございます。

その上で、ぎりぎりのタイミングとして3月上旬と申し上げましたが、現実には、継続して雇用が必要な業務というのは、あらかじめ、ある程度想定されておりますので、そういったものについては当然事前に現場のほうで準備をしているということがございます。

村石委員 今、最後に言われたことを重く見たいのです。要するに、2,000人ぐらいの会計年度任用職員がおられるから行政が、執行機関の業務が回っているということを見ると、そこで働いている人の考えと行政の考え方はできるだけマッチングして進めていくことが必要だと思います。

それで、採用選考の方法についてはどのようになっているのでしょうか。

職員課長 基本的には、先ほど申し上げたとおり、職業安定所のほうに求人を出しまして、応募があった方について面接等の選考試験を経て、採用者を決定するという手順にしております。

村石委員 面接と、恐らく書類選考だと思います。それ

は分かりましたけれども、この取扱要領の中に「国や地方公共団体は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき」といろいろ書いてあります。

正規職員の採用については障害者枠一障害をお持ちの方の募集ということもやっているわけですが、会計年度任用職員の募集についてもそのような募集になるのでしょうか。

職員課長

御指摘のとおり、正規職員では障害者を対象とした採用試験を実施しておりますが、現在、会計年度任用職員に対して障害者を対象とした専用の募集は行っておりません。

結果として、障害をお持ちであるという方はもちろんいらっしゃいますけれども、枠としてそういった方を専ら集めるというような募集の方法は、今のところはしておりません。

村石委員

今のところ、そういう募集はしていないということですが、分かればいいのですが、現在の約2,000人の中で、厚生労働省とかに、障害を持っている方は何人採用していますよと報告する際の数字は把握しておられるのでしょうか。

職員課長

あくまでも、本人さんの申出によることにな

りますので、現実には障害をお持ちかどうかということとは別なのですが、お申出をいただくように呼びかけをしております、そのお申出に従って国に報告しているところであります。

村石委員 その人数について教えていただけないかと。分ければいいですけれども。

職員課長 本日は資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきます。

村石委員 はい。  
ちょっと細かいことで恐縮なのですが、職業安定所に募集するときの取扱要領に書いてありますが、その中に、履歴書については市の様式のものを使って応募してくださいという記載はあるのでしょうか。

職員課長 手続として、市の所定の様式をもって任用の手続をするようにということで、事務要領、マニュアルのほうに示した上で各所属に周知しております。

村石委員 最後にしますけれども、現在働いている会計年度任用職員については、2月の上旬から中

旬に期末の面談とか、評価の実施ということが決められています。

その中で、例えば、なかなかこちらが期待したように働いてもらえないという方が仮におられた場合はどのような対応をされるのでしょうか。

職員課長

一番最初に申し上げたとおり、会計年度任用職員です。任期は1年間というのが前提ですから、本来であれば3月末で一旦任期を終了していただくという前提に基づいて一本来、その時点で職がなくなるという前提をまず踏まえていただいて、その上で、新たに次年度以降必要な職員を雇用しなければならないとすれば、新たに募集した方と、もし働く意思があるということであれば現在雇用されている方も含めて再度選考するという手順になりますので、基本的には、選考の手順の中で応募があればお話を聞いていくということになるかと思います。

村石委員

今言われたのはあくまで原則で、そのこと自体は間違っていない。

一方で、労働基準法の中では、現在働いている人で一生懸命働いている人は、期待権として来年もまた働きたいと応募することもあり

ますが、これは運用として、1か月前に応募されても雇用は切りますというようなことをしなければならぬという解釈もできると思うのです。その運用はどのようにされているのでしょうか。

職員課長

御質問の冒頭にあったとおり、勤務に関する面接を行っている時期がまさしく2月ということにして、我々の期待する業務に対して、業務の進捗具合がどうかということを御本人との面接を通じて、日頃の勤務態度を見ながらお話をさせていただく中で、こちらの求める水準に満たない、もしくはアンマッチが生じている場合には、その旨を評価結果として御本人にお伝えすることになります。

その上で、御本人が次年度以降改めて当該所属において勤務を望まれるかどうかについて妨げるものではないので、先ほど申し上げたように解雇通知ではなく、任用が3月末で切れることから、基本はそういう考え方で、特に解雇を通知するというような仕組みにはなっていないということです。

村石委員

最後にしますが、今言われるとおり、解釈はそれでいいと思うのですよ。結局、よく話し合っただけその人の希望がか

なえられるように話し合うことは大事なことで、そのようにしていただきたいということで終わります。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午前 11 時 02 分   休憩

~~~~~

午前 11 時 17 分 再開

委員長 これより、総務文教委員会教育委員会所管分の議案の審査を行います。
議案第 173 号 富山市教育センター条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 174 号 富山市馬場家条例制定の件、
議案第 175 号 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 181 号 工事請負契約締結の件（月岡小学校特別教室棟改築主体工事）、
議案第 182 号 工事請負契約締結の件（速星小学校校舎改築（その 2）主体工事）、
以上 5 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

教育センター所長 〔議案第173号について、
議案概要書により説明〕

生涯学習課長 〔議案第174号について、
議案第175号について、
議案概要書により説明〕

学校施設課長 〔議案第181号について、
議案第182号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 議案説明資料7ページ、8ページの月岡小学校と速星小学校の校舎改築工事について、この資料だけを見て言っているのですけれども、月岡小学校のほうがコンクリート造4階建てで延べ床面積950平米で、金額が3億5,200万円と。それから、速星小学校のほうは鉄筋コンクリート造2階建てで延べ床面積910平米で、4億5,650万円ということですが、構造的に大きく違ふとか一契約金額の考え方はどういうふうに考えたらよろし

いのでしょうか。

学校施設課長 多分、この改築する部分について、速星小学校のほう割高になっているような印象を受けておられると思うのですが、速星小学校につきましては、既存の教室等の改修工事及び外構工事も含めた金額になっております。その部分で若干高く感じておられるのかなと思います。

月岡小学校については、この改築のほかの外構工事などの面積が小さいものですから、その分割安になっているように思われますが、建築単価としてはそう差異はないと思っております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第173号から議案第175号まで、議案第181号、議案第182号、以上5件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第173号から議案第175

号まで、議案第181号、議案第182号、
以上5件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終
了いたします。

次に、

教育委員会事務局及び教育センターの移転に
ついて

当局の報告を求めます。

教育総務課長

〔委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありま
せんか。

大島委員

移転作業は土日に行われますが、職員の方々
というのはどれくらいお手伝いに出勤という
か、そういう作業を手伝わなければいけない
のか、お聞かせください。

教育総務課長 職員の私物もございまして、まずそれを搬入するという作業がございますから、全職員が当たるというふうに考えております。

大島委員 2日間とも全職員が出られるということによろしいですか。

教育総務課長 エレベーターの数は限られておりますから、作業時間については、ある程度計画を立てて行いたいと思っております、丸々1日、2日間かかるとは考えておりません。

大島委員 もしほかの場所で報告されていたらすみませんが、本庁舎の今のフロア7階の教育委員会が出られた後は、どのように活用されるのかということは決まっているのでしょうか。

教育委員会事務局長 基本的に本庁舎のフロアについては管財課の所管ですから、その後どうなるかというのは教育委員会では聞いておりません。

村石委員 教育センターが移転するということですがけれども、移転することによって現在の機能と移転した後の機能と、どのように強化されるのかということを幾つか教えていただけないでしょうか。

教育センター所長 教育センターでは、現在3つの事業—研修事業、教育相談事業、情報教育事業を行っております。現在も教育委員会内で連携を密に取りながら、不利益がないように遂行しているところです。今現在は離れたところに教育センターがありますが、T o y a m a S a k u r aビルへの移転後は、一堂に会することによって、教育委員会内での連絡調整が迅速かつ頻繁に行えるようになり、連携のパイプも太くなるということで、教職員、保護者、児童・生徒へはサポートがより密に、そして質の高いものが提供できるのではないかと考えております。

村石委員 そのとおりだと思いますけれども、今ほどお話の中にあつたように、教育センターは、保護者と子どもさんが同伴していろいろな相談を受け付けるというような機能も含んでおられるのでしょうか。

教育センター所長 小・中学校に通いますお子さんを持つ保護者を対象に教育相談事業を行っております。

村石委員 あと、先生たちの研修なども行われるということで、ここへ移ることでその研修が質的によりよくなるというようなことなどはあるの

でしょうか。

教育センター所長 現在の八人町の施設では研修室の数が十分ではありません。いろいろな施設をお借りして研修を行っていますが、T o y a m a S a k u r aビルは会議室を備えておりますので、まずは研修の準備も充実できるかと思っておりますし、何よりもいろいろな課の方と連携を取りながら研修のメニューを提供できるので、その点で充実できると思っております。

久保委員 来客者の駐車場はどうされるおつもりですか。

教育総務課長 新しいT o y a m a S a k u r aビルには、駐車台数は、今お聞きしているのは8台程度しかないということで、基本的には本庁舎に止めていただいて、こちらで対応していただくのが現実的かなと考えております。

久保委員 一般の市民の方に対して、コインパーキングに止めなくても、ここに止めたら無料で、例えば相談だったり研修を受けられるよということは、しっかりと周知をしてください。一方で、職員の場合は、8台で足りない場合、公用車駐車場を利用されるのか、一般の駐車場を利用されるのか、この辺は何か検討はさ

れていますか。

教育総務課長 公用車につきましては、現在の敷地内に止めさせていただけると聞いております。

久保委員 公用車ではなくて、職員が研修等で来たとき、職員の駐車場というのは一般の方の駐車場を使われるのか、それとも公用車のところを使われるのでしょうか。

教育センター所長 現在は公共交通機関を使って研修に来ていただくというふうに考えているのですが、今現在の教育センターの施設も他課に移管するまではそのままこちらで保有するものですから、グラウンドを駐車場として借りられるような手はずも取っていききたいなと思っております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

村石委員 学校司書の配置についてお伺いします。
これまで何度も委員会で質問していたのですが、学校司書の欠員の補充の現状についてお聞かせください。

学校教育課長 欠員は前回お伝えした1名がそのまま継続で欠員しております。

村石委員 なかなか補充がされていない現状だということが分かりましたけれども、私が見ていると、年度末になると退職する学校司書の方が毎年のおられるのが実態です。そして、会計年度任用職員については今年度から人事評価をするということで、2月には期末面談とか、評価の実施とかがあるわけですがけれども、そのときに学校司書さんの悩みとか、あるいはどういうように改善したら仕事がしやすくなるのかとか、そういうようなことを話し合う機会を持ったほうがいいのではないかと考えています。見解をお聞かせください。

学校教育課長 面談につきまして、まず学校長が学校司書を一番身近で見ている、働き方とか悩みとかも受け止めやすいということで、校長が少なくとも一、二回は面談をしている状況です。それで、校長が聞いて、学校司書の悩みが教育委員会と共有して改善していかなければいけないという場合は、校長から教育委員会に連絡があります。例えばですが、今年度で言えば、仕事の仕方とか、機器の—CASAの使い方がよく

分からないとか、それで困っているという連絡があったので、学校司書研究会の代表と教育委員会が相談し、別の司書さんをお願いして困っている司書さんのところに出張していただいて、一緒に研修をしていただくというようなこともやっております。

村石委員

今ほど学校教育課長からも言われたように、学校司書は基本的には1学校1人ですよね。専任のところもあれば兼務のところもあるわけですがけれども、なかなか仕事上の悩みとか、あるいはいろいろなやり方とか工夫とか、そういうものを学ぶ機会、交流する機会がないということです。

ただ一方で、研修を計画してやっておられると思うのですけれども、その研修の内容として、学校司書同士が日頃の悩みや仕事のやり方——応仕事のやり方のマニュアルがあるのは知っています。けれども、実際はマニュアルだけでできない細かいこともあるので、研修会の中で学校司書同士で話し合える、そのような研修会を開催したほうがいいのではないかと思いますけれども、見解をお聞かせください。

学校教育課長

まず、一般の一年数を経た学校司書さんは5

回研修を行っており、新規採用の学校司書さんは8回研修を行っております。

その中身を見ますと、もちろんCASAの研修もあるのですが、グループディスカッションとか個別指導研修とか、いろいろ組み合わせて一講演会ももちろんあるのですけれども一やっています。

村石委員御指摘のグループディスカッションや、悩みを共有したりする、そういったことも、例えば5回のうち4回には入っています。なので、本当に講演会だけとか、事務連絡とか引継ぎとか、ほかにもあるのですが、大体の研修では個別にディスカッションする場があるというふうに聞いております。

横野委員

新年度予算要求の関係です。今、教職員の働き方改革の中で、新型コロナウイルス感染症対策として2時間ずつ消毒作業をする人が各学校に配置されていると思います。これを例えば3時間にするとか一今の学校図書館にしても、図書を担当している司書が消毒を全部やっているのか一まだ終息する見込みがないので、そのあたりのことを新年度予算で要求すべきだと思うのですけれども、今の段階でどういう要求をされていますか。

学校教育課長 緊急スクール・サポート・スタッフに関しては、県のほうで採用するということになっておりますので、要望として引き続きというお願いはしてありますが、時間数を増やすといったようなことは県の判断でしていただくということになります。

例えば、学校司書の勤務時間数とか一前回の議会で働き方について村石委員からの質問に答弁させていただきましたが一今のところは5時間働いていただいているのですけれども、そのまま5時間ということで、図書室の消毒といってもそんなに厳しくやっていません。やっていないというか、例えば当初は本を1冊ずつ消毒しなければいけないのではないかといったことも言われていましたが、そういうことはなく、簡単に出入口とか、よく座る椅子や机をさらっと消毒するぐらいなので、コロナ対策に関して学校司書さんの負担はそんなにかっていないと考えています。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当) 今の答弁につけ加えまして、従来から市としてはスクールサポーターを70名、1日4時間の勤務という形にしておりますが、コロナ禍においてスクールサポーターの需要も各学校では大変大きいです。それを今の4時間ではなくて、例えば午前と昼を挟んで午後もう

少しー4時間から6時間程度に延ばせないものかということで、これは今あくまでも検討段階です。

それから、緊急スクール・サポート・スタッフも、学校にとっては本当に助かっていて、新型コロナウイルス感染症は来年の3月、4月も影響があるのではないかという学校からの不安もありますので、こちらも県に重ね重ね言っているところです。

以上です。

赤星委員

先日、市内の市立小学校のほうで児童に1人新型コロナウイルスの感染者が出たということを知っております。幸いにして、ほかに学校内で感染した人はいなかったということもお聞きしましたがけれども、このことについての対応ですとか説明というのは……。

委員長

質問ですか。

赤星委員

はい。

教育委員会事務局長

私どもからは小学校で発生したとか中学校で発生したとかということは言っておりません。基本的には、発生したものに対して保健所からの情報以外のもの一最近のいろいろな報道

の経過がありますので一今、小学校というふうにおっしゃいましたけれども、そこら辺は私どものほうからは言っておりません。

ただ、積極的には公表していないということとして、発生した学校では、やっぱり保護者の方が不安になられますので、保護者に対して、こういう事実があったよということはお伝えしてあります。

それから、当然そこに関係してくる地域の方ということも出てきますので、その辺についても必要なところにはお知らせしているということでもあります。

赤星委員 大変デリケートな問題で、どうも失礼しました。

いろいろ大変ですけれども、また頑張っていたきたいなと思っております。

委員長、別の問題について質問をしてもいいですか。

委員長 はい。

赤星委員 先日、一般質問でもお伺いしたのですが、学校給食の主食用のパンとかおコメの問題ですけれども、私がサンプルを頂きたいと言ったときに、パンは県の学校給食会のほうで調達

しておられるということでした。それで、ほかの食材は富山市学校給食会で調達しておられると思うのですけれども、県の学校給食会では、材料の小麦粉については入札で業者を選んで買っているというお話を伺いました。この流れについてどのようになっているのか、御説明いただけないでしょうか。

学校保健課長 主食であります御飯とパン、それと麺類と牛乳につきましては、全県的な規模のメリットと申しましょうか、一括して調達するという学校給食会方式、これは多くの県等で採用されているわけですけれども、その考え方を富山県のほうでも取り入れられまして—これは私どももその中にいるわけなのですけれども—主食につきましては県の学校給食会を通じて供給をしてもらっているというような次第でございます。

赤星委員 県の学校給食会の担当の方にお伺いしたのですけれども、輸入小麦からは除草剤の成分であるグリホサートが出るということをお話ししまして、どうしても政府から来る輸入小麦を買わなければいけないのですかと言うと、別にそういうことはありませんというお話だったので。

それで、本会議の答弁の中で、たしか価格の問題にもちらっと触れられたような気がするのですが、今100%国内産の材料を使ったパンというのは多分ないので比較ができないと思うのですが、例えば御飯の日とパンーよく献立でパンと麺類を組み合わせてもらえますよね。その主食の単価はコメと小麦製品の場合、どのようになっているのかお聞かせください。

学校保健課長 小麦製品のほうが1食当たりの単価は低いというふうに承知しております。

赤星委員 また金額が分かったら後日でも教えてもらいたいと思うのですが、今、富山市の学校給食では週5日のうち、週1回しかパンが出ないので、米飯給食は4回ですよね。最初食パンのサンプルを頂いて分析してもらったところ、0.029ppmのグリホサートが出たと。その次の週に小麦半分、県内産米粉半分のコッペパンのサンプルを頂いて、これも分析してもらいました。今朝、結果が来ておりまして、今度は0.04ppmのグリホサートが出たということでした。

ですので、やっぱりこういう除草剤の成分が出ないように主食に切り替えてほしいと改め

てと思いますが、その可能性は全くないのか、検討の余地ぐらいはあるのか、聞かせていただけないでしょうか。

学校保健課長 本会議で答弁がございましたように、国におきましてグリホサートの、残留農薬の検査を実施され、科学的知見を踏まえて、人の健康を損なうおそれのないよう設定された残留基準値未満ということで、輸入小麦の使用を取りやめる考え方は今のところないところでございます。

赤星委員 ちなみに、以前は米飯給食が3.5回だったのが、パン業者さん1社が廃業されたことによって今4回になっているとお聞きしております。

それで、今コメの需要が減っていて、来年度の作付を減らすという話も出ておりますけれども、富山市の場合、給食で1食、週にあと1回増やすと大体年間100トンぐらいのコメの消費が増えると、以前、麻畠教育長の答弁をいただいているのですけれども、今もその量に変わりはございませんか。

学校保健課長 当時と今とでそれほど状況が変わっているわけではないので、そういう答弁でございまし

たら、そのとおり、あまり変わりはないのかなというふうに考えております。

赤星委員

国内の生産者応援という意味でも、あと持続可能ないろいろな取組、食料のフードマイレージという考え方ですとか、こういったことに貢献できるような給食というものを目指していただきたいと思いますのですけれども、事務局長、その辺、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

教育委員会事務局長

農薬の件につきましては、先ほども申し上げたとおりで、妥当性の問題であろうかと思っております。さらに、米飯給食を増やすということについても、子どもたちにいろいろな食を提供するというところで、例えば全ておコメだけでいいのかという問題などもあると思います。

さらに言うと、今それで仕事をしておられるパンの業者さんが現におられます。その中で、パンを止めていいのかという、こういったような大局的な見方もしなければならぬと思いますので、例えばパンの業者さんが廃業されたとか、前に3.5回だったものを4回にしたと、そういう流れの中であれば考えていくこともあるかとは思いますが、現状

においては広い意味でいろいろな皆さんの協力を得ながらやっている給食ですので、その辺も含めながら考えていきたいと思っております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。
暫時、休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

~~~~~

午後 1時34分 再開

委員長           総務文教委員会を再開いたします。  
これより、財務部及び出納課所管分の議案の審査を行います。  
議案第172号 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

資産税課長       〔議案説明資料により説明〕



委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第172号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、議案第172号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、財務部及び出納課所管分の議案の審  
査を終了いたします。  
次に、財務部及び出納課所管分で、議案以外  
に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会財務部及び出納課所  
管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当委員会に付託され  
ました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一  
任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和2年12月定例会の総務  
文教委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

令和2年12月定例会  
総務文教委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 久保大憲

署名委員 上野 蛍